

包括的連携に関する協定書

全国社会保険労務士会連合会（以下「甲」という。）と、よい仕事おこしフェア実行委員会（以下「乙」という。）は、地域社会の発展に寄与するため、互いに支援・協力することを合意し、本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、地域の活性化と産業の振興を図るため相互に協力し地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について互いに連携・協力し活動する。

- （1）甲及び乙の有するネットワークを活用した中小企業支援及び地域創生に関する事項
- （2）その他、地域産業振興、中小企業等支援及び地域支援のために必要な事項

（協議事項）

第3条 具体的な協力の形式、事業の具体的企画、役割分担、経費負担等については、両者の担当部署間において、その都度協議し決定するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく支援・協力を実施するうえで知り得た情報を、第2条に定める協力事項遂行のためのみに利用するものとし、相手方の同意を得ることなく、当該情報を第三者に開示又は提供等してはならない。

2 前項の義務は、本協定終了後も存続するものとする。

（有効期限等）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から令和7年3月31日までとする。

2 本協定の有効期間は、甲又は乙から、有効期間満了日の1ヶ月前までに、更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一の内容にて1年毎に自動的に更新されるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第6条 甲及び乙は、自らが、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団・その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- （1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （3）暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）脅威的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
- （5）その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方が前各項に違反し、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、連携・協力の継続が不適切である場合、何らの催告を要せずに、本協定を解除することができる。なお、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

（その他）

第7条 本協定に関し疑義が生じた場合、甲及び乙は誠実に協議を行い、円満な解決を図るものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙各自署名の上、各1通を保有する。

令和6年5月9日

東京都中央区日本橋本石町3丁目2番12号
甲 全国社会保険労務士会連合会

会長 大野 実

東京都品川区西五反田7丁目2番3号
乙 よい仕事おこしフェア実行委員会
事務局 代表者
城南信用金庫

理事長 川本 恭治